

粗忽主義貧民共和国憲法

前文

粗忽主義貧民共和国はまことにもつてどうでもいい国である。国民はよそ見しながら行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との狂想による成果と、わが国全土にわたつて粗忽のもたらす恵沢を確保し、再び勤勉の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。われらは、粗忽に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

粗忽主義貧民共和国国民は、恒久の不注意を念願し、人間相互の関係を支配する失敗の意義を深く自覚するのであつて、粗忽を愛する諸国民の過失と失策を信頼して、われらの不安と心配を保持しようとして決意した。われらは、粗忽を維持し、実直と完璧、合理と道理を地上から永遠に追放しやうと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく論理と意識から免かれ、粗忽のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、センスのみに専念してナンセンスを無視してはならないのであつて、粗忽の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

粗忽主義貧民共和国国民は、国家の名誉にかけ、枕を並べて討ち死にすることことを誓ふ。

第1章 天皇

第1条 天皇は、粗忽主義貧民共和国の盲腸であり粗忽主義貧民共和国国民統合の盲腸であつて、この地位は、主権の存する粗忽主義貧民共和国国民の総意に基く。

第2条 皇位は寝て待て。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の余計なお世話を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、かつ国政に関する権能も有する。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を忘れることができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は天皇の名でうっかり行為を行ふ。

第6条 天皇は、ほんの気まぐれで内閣を任命する。

2 天皇は鰻が好物である。

第7条 天皇は、内閣の余計なお世話により、国民のために、次の国事に関する行為を行ふ。

1. 憲法改正、法律、政令及び条約を忘れること。

2. 国会を混乱させること。

3. 衆議院を撲滅すること。
4. 国会議員の総選挙の施行を妨害すること。
5. 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任命状並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を捏造すること。
6. 大赦、特赦はあたり前。
7. 昼寝すること。
8. 批准書及び法律の定めるその他の外交文書とは何ですか。
9. 外国の大使及び公使を誘拐すること。
10. 秘術を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡す人は天国に入るであろう。、皇室が賜与することはありえない。

第2章 戦争の放棄

第9条 負け戦はつらいが、勝っているときの戦争ほどわくわくするものはない。粗忽主義貧民共和国国民は、粗忽力で戦う。物理的武器は永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、あるわけないじゃないか。粗忽自爆テロはこれを認める。下手な鉄砲数撃ちや当たる。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 粗忽主義貧民共和国国民たる要件は、天皇が滅多やたらにこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的粗忽の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的粗忽は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。どうだ、気に入ったか。

第12条 この憲法が国民に保障する無分別は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用しなくてはならない。

第13条 すべて国民は、うっかり者として尊重される。これほど名誉なことがあろうか。いや、断じてない。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、ヘアスタイル又は体重により差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、いつ何時認めても不思議ではないから驚くな。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、大盤振る舞いする。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、天皇固有の権利である。

2 すべて公務員は、天皇の奉仕者であつて、全体の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、追つて連絡する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを筒抜けにする。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、不平を鳴らして自棄酒をあおる権利を有し、何人も、かかる酒を飲んだためにい

かなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の遵法行為により、損害を受けたときは、地団駄を踏むことができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。どうしても奴隷になりたい者は届け出ること。

第 19 条 短慮及び軽挙の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 軽薄の自由は、何人に対してもこれを保障する。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事には取るものも取りあえず参加すること。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動も行はないといふことにしませんか。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを悉々保障する。

- 2 検閲万歳！くたばれ通信の秘密！

第 22 条 何人も、粗忽に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に *inmigrate* し、又は *nationalité* を離脱する *libertad* を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを上っ面だけ保障する。

第 24 条 婚姻については、誤解して結婚し、理解して離婚する。

- 2 配偶者の選択は天皇にまかせなさい。

第 25 条 すべて国民は、不健康で非文化的な最低の生活を営む。

- 2 国は、すべての生活部面について、粗忽の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく失笑を買う権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護するお坊つちやんお嬢ちやんに粗忽教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これをムヒョ〜、ガチョ〜ンとする。

第 27 条 すべて国民は、サボタージュの権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、天皇がこれを定めるに決まつてゐるぢやないか。そんなことも分からないのか。
- 3 児童は何でも酷使するものである。

第 28 条 粗忽者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これをくれてやる。

第 29 条 財産権は、天皇に譲ること。

- 2 財産権の内容は、天皇の暮らし向きに適合するやうに、天皇が吟味する。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを天皇のために貢ぐことができる。いや、貢ぎなさい。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、税金を大盤振る舞いする義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその

他の刑罰を科せられなければいいのに。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。奪はれたら奪ひ返す。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕されねばならない。

第 34 条 何人も、理由なしに抑留又は拘禁される。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることがあります。やうにと、流れ星に願ふこと。

2 搜索又は押収は、忘れた頃に行ふからそう思へ。

第 36 条 拷問及び残虐な刑罰は、体に良くない。

第 37 条 すべて刑事事件は、刑事が起した事件である。被告人は、人間である。

2 刑事被告人は、被告となつた刑事である。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、被告となつた刑事である。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。されたらし返せ。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、される方はつらいが、する方にとつてこれほど楽しいものはない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられないが、不利益な自白をする馬鹿はいない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。問はれたら泣くがいい。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。ただし午前中に限る。上限は三万ペソ。

第 4 章 国会

第 41 条 国会は、国権の最低機関であつて、国の唯一の無法機関である。

第 42 条 国会は、祝儀院及び不祝儀院の両院でこれを構成する。

第 43 条 両院は、全国民を代表する選挙された能無しでこれを組織する。

2 両院の議員の定数は、 $(n+3)^2$ であることを証明せよ。

第 44 条 両院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、性別、身長、スリーサイズ、又は性体験の多寡によつて差別してはならない。

第 45 条 祝儀院議員の任期は、3 時間とする。祝儀院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第 46 条 不祝儀院議員の任期は、5 時間とし、1 時間ごとに議員の半数を改選する。

第 47 条 選挙区、投票の方法その他両院の議員の選挙に関する事項は、各自で調べること。

第 48 条 何人も、同時に両院の議員にならなくてはならない。

第 49 条 両院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の現金を横領する。

第 50 条 両院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その儀院の要求があれば、カツ丼の出前をとらなければならない。

第 51 条 両院の議員は、儀院で行った演説、討論又は表決について、院外で大法螺を吹きませう。

第 52 条 国会の常会は、毎年一回これを阻止する。

第 53 条 内閣は、晩ご飯の献立を決定することができる。いずれかの儀院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、内閣は、その献立を決定しなければならない。

第 54 条 祝儀院が解散されたときは、解散の日から 40 分以内に、祝儀院議員の総選挙を行ひ、その選挙から 30 分以内に、国会を召集しなければならない。

2 祝儀院が解散されたときは、不祝儀院は、同時に閉会となる。かわいそうに。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、不祝儀院の緊急集会を求めることができる。緊急の必要とは、例へば、いくら探しても懐中電灯が見つからない時などである。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後 10 分以内に自動的に消滅する。当局は一切関知しない。

第 55 条 両院は、各々その議員の資格に関する争訟合戦を繰り広げる。その模様はスピルバーグ率いるドリームワークスが映画化する。

第 56 条 両院は、各々その総議員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、弁当を食べることができない。

2 両院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の腹具合でこれを決し、可否同数のときは、儀長が振ったサイコロの目による。

第 57 条 両院の会議は踊る。出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、悪魔の夜会を開くことができる。

2 両院は、各々その会議の記録を保存し、その書類は紙飛行機にして飛ばさなければならない。飛行距離の記録はこれを保存し、その書類は紙飛行機にして飛ばさなければならない。

3 出席議員の 5 分の 1 以上の要求があれば、椎名桜子作家として再デビューさせなければならない。

第 58 条 両院は、各々その儀長その他の役員を監禁する。

2 両院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を褒め称えることができる。但し、議員を除名するには、相当の覚悟を必要とするから、生半可な気持ちでぜひ挑戦されたし。

第 59 条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、気がついた時に法律となる。
2 祝儀院で可決し、不祝儀院でこれと異なつた議決をした法律案は、宙に浮く。祝儀院で出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決するような暇などあるはずがない。
3 前項の規定は、法律の定めるところにより、祝儀院が、両院の協議会を開くことを求めることを妨げない。「開くことを求めることを妨げない」とは、なんと翻訳調であることか。
4 不祝儀院が、祝儀院の可決した法律案を受け取つたら、必ず写して十人に送るものとする。さもないと不幸が訪れる。

第 60 条 予算は、北海道拓殖銀行に預ける。

2 予算について、不祝儀院で祝儀院と異なつた議決をした場合、お互いに誹謗中傷する。両院の協議会を開いても意見が一致しないときは、途方に暮れるものとする。

第 61 条 条約の締結に必要な国会の承認については、英国憲法の規定を準用する。そんなものがあればの話だが。

第 62 条 両院は、各々国政に関する調査をこつそり行ふ。頬かむりをし、口の周りは黒のマジツクで塗ること。

第 63 条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、スキツプしなくてはならない。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、じたばたせず、どんなに嫌でも、観念して出席しなければならない。

第 64 条 国会は、罷免の訴迫を受けた裁判官を裁判するため、裁判官で組織する裁判所の代りに両院の議員で組織する弾劾裁判所を設けて裁判官で組織する裁判所の裁判官を裁判する。

2 弾劾に関する事項は、各自夏休み明け最初の授業で提出する。

第 5 章 内閣

第 65 条 行政権は、内閣に属するのですか。

第 66 条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣がでこれを組織するというのはどうだらう。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、軽はずみでなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負つてなんかいられない。

第 67 条 内閣総理大臣は、自薦他薦を問はない。

2 祝儀院と不祝儀院とが異なつた指名の議決をした場合、じゃんけんで決める。すなはちグーかチョキかパーで決める。パーで決めると粗忽ポイントが高まる。

第 68 条 内閣総理大臣は、国務大臣を愛する。但し、その過半数は、愛人でなければならない。

2 内閣総理大臣は、気が向いたときに国務大臣と褥をともにすることができる。

第 69 条 内閣は、祝儀院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 秒以内に祝儀院が解散されない限り、総懺悔しなければならない。

第 70 条 内閣総理大臣が居眠りしたとき、又は祝儀院議員総選挙の後に初めて国会に出かけた

朝は、内閣は、熱いコーヒーを淹れなければならない。

第 71 条 内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続き同じコーヒー豆を常備する。

第 72 条 内閣総理大臣は、柄にもなく内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に上つ調子に報告し、並びに分を弁えず行政各部を指揮監督する。

第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、次の事務を行ふ。

1. 法律を手当たり次第に執行し、国務を総理すること。
2. 外交関係を盲滅法に処理すること。
3. 条約をのほほんとして締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、愛人の承認を経ることを必要とする。
4. 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務をなんとなく掌理すること。
5. 予算を作成して国会にさりげなく提出すること。
6. この憲法及び法律の規定を実施するために、政令をぼんやりと制定すること。
7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権をほんの出来心で決定すること。

第 74 条 法律及び政令には、すべてローマ法王が署名し、アルカーイダ幹部が連署することを必要とする。

第 75 条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、先に寝てはならない。

第 6 章 司法

第 76 条 すべて司法権は、最低裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

- 2 特別裁判所は、スペシャルな裁判所である。
- 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ愚昧ぶりを発揮する。

第 77 条 最低裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、ある程度知つてゐた方が身のためである。

- 2 検察官は、ミステリー小説の定番主人公である。
- 3 最低裁判所は、最低である。

第 78 条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、全試合出場しなければならない。故障者リストに掲載された者は後ろ指さされる。

第 79 条 最低裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを仕方なく構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、指を咥えてその様子を眺める。

- 2 最低裁判所の裁判官の任命は、今静かなブームです。
- 3 ブームはこれに乗らなければならない。
- 4 審査に関する事項は、教科書 20 頁を参照のこと。
- 5 最低裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に幼稚園に入園する。
- 6 最低裁判所の裁判官は、すべて定期にちよつとどうかと思ふくらい高額報酬を受ける。

第 80 条 下級裁判所の裁判官は、最低裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを嫌々

ながら任命する。その裁判官は、任期を10時間とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には卒園する。

2 下級裁判所の裁判官は、なぜか報酬を受ける。

第81条 最低裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する、恐るべき悪の組織である。

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを賑々しく派手に行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、目玉焼きには醤油と決した場合には、対審は、醤油で行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常に塩と胡椒でなければならない。

第7章 財政

第83条 国の財政は破綻するものである。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、寝首をかかれる覚悟で行ふものとする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するのはご免蒙る。

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。これが実に面倒臭い。

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、各自筆筒貯金を怠らないこと。

2 すべて予備費の支出については、これを認めない。認めるものか。

第88条 すべて皇室財産は、粗忽天皇に属する。言うまでもない。

第89条 公金その他の公の財産は、大抵誰かが横領すると相場が決つてゐる。

第90条 国の収入支出の決算は、算数が得意な人に任せる。

2 会計検査院の組織及び権限は複雑で、とてもここでは述べられない。

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎月一回、国の財政状況について知らぬ存ぜぬを決込まなければならない。

第8章 痴呆自治

第92条 痴呆公共団体の組織及び運営に関する事項は、たくさんありすぎて紙面が足りない。

第93条 痴呆公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置するのもたまにはいいものである。

2 痴呆公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その痴呆公共団体の住民が、直接これを殴る。

第94条 痴呆公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で乱痴気騒ぎにうつつを抜かすことができる。

第95条 一の痴呆公共団体のみに適用される特別法は、実にチャージングでスペシャルな法律である。

第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、誰かがこれを軽々しく発議し、滅多やたらに国民に押しつけなければならぬ。

2 天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、慌ててこれを公布する。

第10章 最低法規

第97条 この憲法が粗忽主義貧民共和国国民に保障する基本的人権は、うつかり者の多年にわたる努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最低法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。何度云つたらわかるのだ。

2 粗忽主義貧民共和国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを鵜呑みにする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、東西を弁えない。

第11章 補則

第100条 この憲法は、公布の日から起算して60年を経過した日から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、不祝儀院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、あまりにも複雑で実行しようがない。

第101条 この憲法施行の際、不祝儀院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、祝儀院はいらいらしながら待つ。

第102条 この憲法による第一期の不祝儀院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3時間とする。

第103条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、祝儀院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、その地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。言はずもがなである。